

令和 3 (2021) 年 1 月 15 日

栃木県環境審議会
会長 山田 洋一 様

栃木県環境審議会水質部会
部会長 長尾 昌朋

令和 3 (2021) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について (報告)
このことについて、水質部会を下記のとおり開催し審議した結果、別添のとおり答申しましたので報告いたします。

記

1 開催日時

令和 3 (2021) 年 1 月 6 日 (水) 書面開催

2 参加者

(1) 環境審議会委員

加賀 豊仁、堤 庸佐、長尾 昌朋、西山 緑

(2) 水質部会専門委員

柿井 一男、栗栖 太、松井 宏之

3 議題

令和 3 (2021) 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の測定地点について

令和3(2021)年1月15日

栃木県知事 福田 富一 様

栃木県環境審議会
会長 山田 洋



令和3(2021)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について(答申)
令和3(2021)年1月6日付けで当審議会に諮問されたこのことについて審議した結果、
下記のとおり答申します。

記

令和3(2021)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画については、公共用水域の測定地点の考え方にに基づき、江川上流水域の測定地点を絞り込み、新国道四号下を削除することが適当である。また、鬼怒川(2)水域の測定地点に桑島大橋を追加することが適当である。

令和3(2021)年度公共用水域及び地下水の水質測定計画の測定地点について

1 概要

本県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条第1項の規定に基づき、公共用水域及び地下水の水質の測定に係る事項を定め、公共用水域及び地下水の水質測定計画（以下、「測定計画」という。）を毎年作成する必要がある。

2 公共用水域の測定地点の考え方

(1) 測定地点の設定について

- ・ 利水地点
- ・ 主要な汚濁水が河川に流入した後十分混合する地点及び流入河川の流入前の地点
- ・ 支川が合流後十分混合する地点及び合流前の本川又は支川の地点
- ・ 流水の分流地点
- ・ その他必要に応じ設定する地点

(2) 測定地点の絞り込み及び追加について

ア 絞り込み

補助点及び同一水域内に2地点以上存在する環境基準点について、以下のすべてに該当する地点の絞り込みを検討する。

- ・ BODが過去10年間連続して環境基準を達成している。
- ・ 同一水域内の下流の環境基準点と同類型の区分に該当する水質である。
- ・ 上流と下流で利水が同じである。
- ・ 同一水域内で複数の測定地点があり、最下流ではない。

イ 追加

上流と下流で利水が異なる水域で、補助点の追加を検討する。

3 変更する測定地点

- (1) 絞り込みによる削除 新国道四号下（江川上流水域）
- (2) 追加 桑島大橋（鬼怒川（2）水域）

4 変更を踏まえた令和3(2021)年度の測定地点

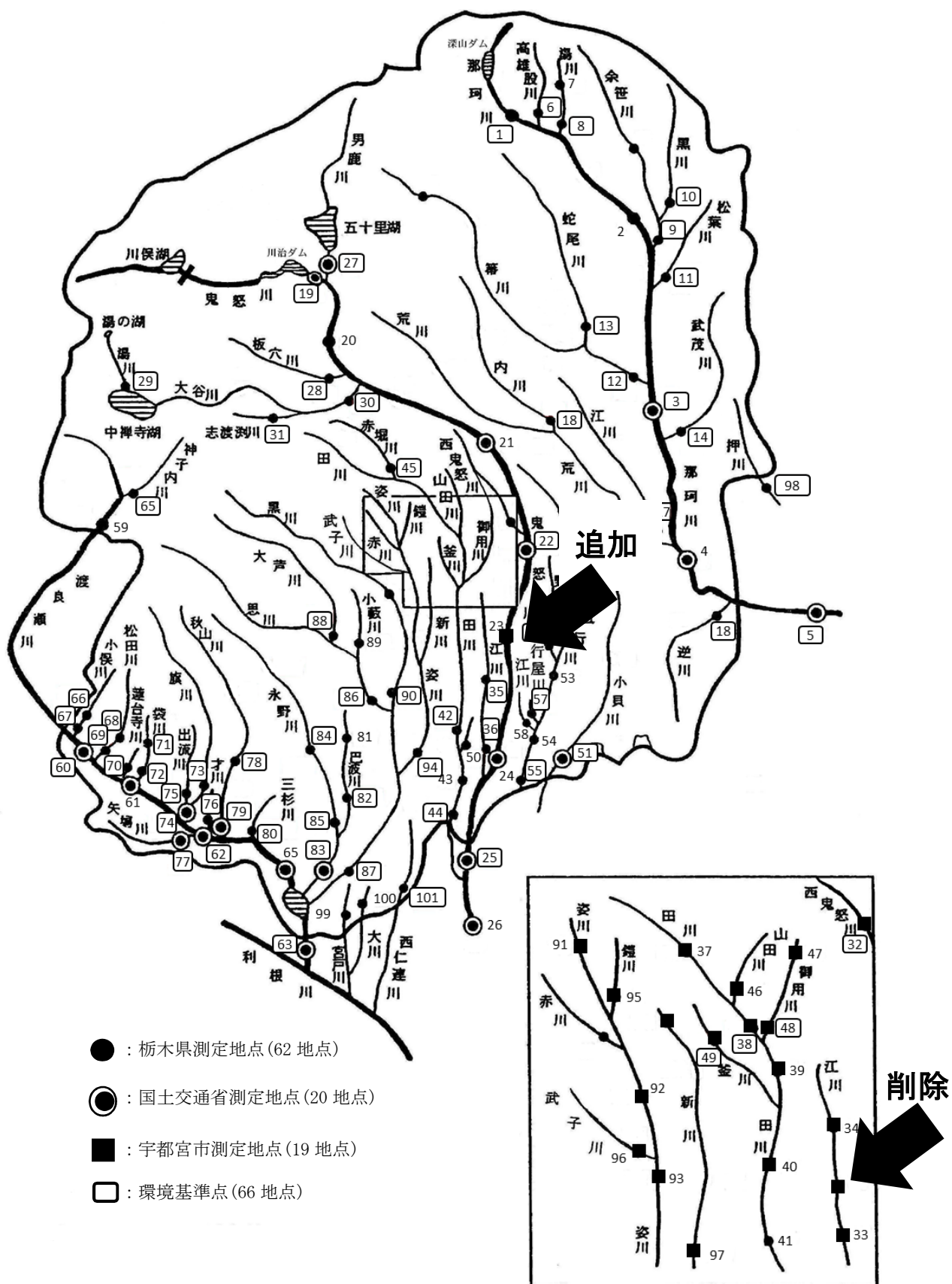
次年度は、県内の58河川9湖沼において、下表及び図のとおり地点での測定とする。

表 令和3(2021)年度の測定地点数

測定機関 対象	栃木県	宇都宮市	国土交通省	合計
河川	62 (12)	19 (14)	20 (6)	101 (32)
湖沼	13 (10)	—	5 (2)	18 (12)
合計	75 (22)	19 (14)	25 (8)	119 (44)

※ () 内の数字は補助点の数を示す。

図 令和3(2021)年度の測定地点位置図



青山 豊 閣 議

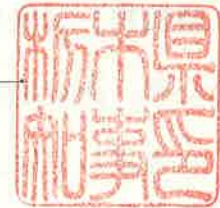
環保第344号

栃木県環境審議会

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第16条の規定による、令和3（2021）年度の公共用水域及び地下水の水質測定計画の作成に当たり、貴審議会の意見を求めます。

令和3（2021）年1月6日

栃木県知事 福田 富



諮問理由書

水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、知事は、毎年、国の地方行政機関の長と協議して、県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成するものとされております。

国においては、自治体が水質の常時監視を適切に実施するため、平成27年3月に「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視の処理基準」により、当該計画作成の考え方を示しました。また、的確かつ効率的に水質監視業務が推進されるよう、平成21年3月に「公共用水域測定計画策定に係る水質測定の効率化・重点化の手引き」により、水質調査の効率化及び重点化の考え方を示しました。

測定機関である国、県、市においては、これらの考え方にに基づき水質の常時監視を実施しています。このような中で、より効果的に水質を監視するため、測定地点の変更が必要と考えます。

つきましては、令和3(2021)年度における公共用水域及び地下水の水質測定計画を作成するに当たり、測定地点はいかにあるべきか、貴審議会の意見を求めるものです。